

議案第 17 号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 19 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例（昭和 30 年川崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に改め、同表施行令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料、施行令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設、施行令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場及び施行令第 7 条第 8 号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所の項を次のように改める。

|  |                              |     |
|--|------------------------------|-----|
| 施行令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設<br>及び同条第 3 号に掲げる工事用材料 | 570                          | 365 |
| 施行令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物<br>及び同条第 5 号に掲げる施設    | 380                          | 240 |
|  | A に 0.005 を乗じ、これを 12 で除して得た額 |     |

|                                       |   |           |                         |
|---------------------------------------|---|-----------|-------------------------|
| 施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物                                     | 階数が2のもの   | Aに0.006を乗じ、これを12で除して得た額 |
|                                       |   | 階数が3のもの   | Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額 |
|                                       |   | 階数が4以上のもの | Aに0.009を乗じ、これを12で除して得た額 |
|                                       | その他のもの                                  |           | Aに0.005を乗じ、これを12で除して得た額 |
| 施行令第7条第8号に掲げる器具                       |   |           | Aに0.018を乗じ、これを12で除して得た額 |
| 施行令第7条第10号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所         | 上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの | 階数が1のもの   | Aに0.005を乗じ、これを12で除して得た額 |
|                                       |   | 階数が2のもの   | Aに0.006を乗じ、これを12で除して得た額 |
|                                       |   | 階数が3のもの   | Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額 |
|                                       |   | 階数が4以上のもの | Aに0.009を乗じ、これを12で除して得た額 |
|                                       | その他のもの                                  |           | Aに0.018を乗じ、これを12で除して得た額 |

1月1  
平方メ  
ートル  
につき

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

道路法施行令の一部改正に伴い、自転車等駐車器具に係る道路の占用料を新設すること等のため、この条例を制定するものである。